

平成 29 年 2 月 13 日

学校における消費者教育に関する消費者庁等の検討状況

1 消費者教育推進会議での検討

- 平成 27 年 7 月からの第二期の消費者教育推進会議で、学校における消費者教育について検討を行い、平成 28 年 4 月に取りまとめ（資料 1）
- 学校における消費者教育を充実させるための提案
 - ・消費者教育の機会（時間）の確保
 - ・教員の教育・研修
 - ・外部人材の活用
- 平成 28 年 6 月 28 日に消費者庁から文部科学省に対し周知依頼の文書を発出

＜消費者教育推進会議＞

- ・消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年 12 月施行）に基づき設置
- ・所掌事務としては、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、委員相互の情報の交換及び調整を行うこと、内閣総理大臣と文部科学大臣が「案」を作成し、閣議により決定する「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」に対して意見を述べることが規定
- ・委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体代表者、学識経験関係行政機関の職員など、幅広い分野の者で構成

2 消費者委員会（成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ）での検討

- 平成 28 年 9 月、消費者庁長官から消費者委員会に対して成年年齢引き下げに伴う消費者被害防止等の対応策について意見を求め、消費者委員会では、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループにより検討し、平成 29 年 1 月に消費者委員会から消費者庁長官宛てに回答（資料 2）
- 小中高等学校については、人材開発、アクティブラーニングの視点から学習・指導手法の高度化、教材の開発等、大学・専門学校等については人材開発、自治体との連携強化、啓発等の強化を提案

＜消費者委員会＞

- ・独立した第三者機関として、平成 21 年 9 月 1 日に内閣府に設置
- ・内閣総理大臣が任命した委員（10 人以内）で組織。必要に応じ臨時委員、専門委員を置くことができる。
- ・部会、専門調査会、ワーキング・グループ等を設置して調査審議を行う。
- ・各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議等）を行う他、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施

学校における消費者教育の充実に向けて

(平成28年4月 消費者教育推進会議 提案)

・高齢化、高度情報通信社会、グローバル化の進展

・社会的課題に配慮した商品・サービスの選択への関心の高まり

・消費者市民社会の形成への参画に消費者教育の視野が拡大

次期学習指導要領に関する議論の開始も契機としつつ
学校における消費者教育の一層の充実を図る必要

消費者教育に割かれている時間は不十分

・学習指導要領における内容には着実に充実

・一方、実践的な観点からは不十分

機会(時間)
の確保

教科横断的な取組

→家庭科や社会科などにとどまらず様々な教科・科目
を通じ、教科横断的に関連付けて実施

・学校全体としての取組

→各学年、各科目の取組を集約し校内で情報共有

・授業展開方法の収集・提供

→消費生活センターや教育委員会が事例収集、提供

教員の指導力の向上が不可欠

・様々な教科・科目における、消費者教育の効果
的・効率的な実践

・そのためには、教員の指導力向上が不可欠

教員の
教育・研修

教員の養成・研修のあらゆる機会を利用

→大学の教養課程及び教職課程、教員研修で実施

・実践的な能力を身に付ける

→消費生活センター等での業務体験も有効

変化する消費者問題等への対応

・社会情勢の変化に応じて刻々と変化する消費
者問題

・対応には教員の指導力向上だけでは限界

外部人材
の活用

・他の外部講師へ手法を伝達する仕組みの構築
→国民生活センター等での研修を地域で伝達

・情報交換や先進的な事例の共有

→近隣の消費者行政担当部局、消費生活センター

・学校のニーズに応じた授業

→教育委員会、消費者行政担当部局、消費生活セ
ンターとの連携・調整

※消費者庁から文部科学省に対し周知依頼の通知を発出(平成28年6月23日)

民法の成年年齢引下げに關する 消費者被害の防止・救済のための対応策の検討について

経緯

○消費者庁長官から消費者委員会に対する意見聴取（平成28年9月）

平成28年9月に、消費者庁長官から消費者委員会宛てに、
民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の
防止・救済のための対応策について、意見の求めを受ける。

○成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの設置～消費者庁への回答

- ・消費者委員会に、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループを設置（平成28年9月）
- ・平成28年9月以降、計14回の会議において、計31の、有識者・関係団体・関係機関・関係省庁等からヒアリングを実施した後、報告書を取りまとめ（平成29年1月）
- ・消費者委員会本会議で、報告書の内容を踏まえ、消費者庁長官宛てに回答（平成29年1月）

＜主なヒアリング先＞

有識者等：大学教授・教諭等

関係団体：同志社生活協同組合、公社社団法人日本訪問販売協会、
特定非営利活動法人日本エスティック機構、
日本貸金業協会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、
一般社団法人日本経済団体連合会、日本司法書士会連合会、
日本弁護士連合会

関係機関：国民生活センター、東京都消費生活センター、
金融広報中央委員会事務局

関係省庁：消費者庁、経済産業省、金融庁、文部科学省、法務省 等

＜成年年齢引下げ対応検討
WG構成員＞

(座長) 樋口 一清
(座長代理) 池本 誠司
大森 節子
河上 正二
増田 悅子
(オブザーバー)
後藤 卷則

成年年齢引下げ対応検討WG報告書の概要

はじめに

成年年齢を引き下げるものとする民法改正を実施する場合

- 新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のために、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等の検討が必要。
- 新たに成年となる者に対し、①十分な消費者教育がされるまでの準備期間を確保すべき。
- ②消費者被害の防止・救済のための相談体制の強化、制度整備などの措置が実施されたために必要な期間を確保すべき。

(制度整備については、国民的コンセンサスを得つつ検討が進められることを期待)

第1 現状と課題

1. 若者の要懸念課題

- 成熟した成人への移行プロセスの長期化・個別化・多様化・流動化。
- 18歳を境目に生活環境が大きく変わる（進学・就職）。
- 成熟した成人と比較して十分な知識・経験・判断能力が身に付いているなどはいえない。

社会人としての出発点での回復不能なダメージから保護しつつ、段階的に経験を積んで成熟した成人へと成長できる社会環境を整備し、若者の成長を支える必要がある。



2. 若年の消費者被害の動向

18歳・19歳と比べて20歳以降の相談件数が増加している。
20～22歳で相談件数が増える商品・役務

- 男性：マルチ取引、フリーローン・サラ金など
- 女性：エステ、医療サービスなど

契約賃入金額の平均も20歳以降に増加

18歳 男性	約16万円、女性：約16万円
19歳 男性	約21万円、女性：約17万円
20～22歳 男性	約39万円、女性：約27万円

3. 若年の消費者被害の現状

・民法（第5条第2項：未成年者取消権）

- 特定商取引法（第7条第4号、同施行規則第7条第2号：老人その他の者の判断力の不足に乗じた契約の締結を指示対象行為）
- ・貸金業法（第13条第1項及び第3項：返済能力の調査、第13条の2：過剰貸付け等の禁止）
- ・割賦販売法（第30条の2、第35条の3：年収等の確認による支払可能見込額の調査）

4. 若年の消費者被害に対する対応

・中小高等学校：家庭科・社会科（公民科）を中心に行なわれる授業時間が少ない、その効果が不明確、

- ・悪質商法・消費者保護制度の変化が早く教員の指導の負担大、適切な教材に関する情報提供も十分ではない等の指摘。
- ・大学：新入生ガイダンスでの啓発や授業科目の開設等を実施。

◆対応にバラつきが大きく、全体的に取組は十分ではない。
大学の教員養成課程で、「消費者教育」を確実に修得しているとは言い難く、教員免許更新講習で消費者教育を取り扱うものはごく僅かな状況。

5. 若年の消費者被害に対する対応の課題

消費者被害の防止・救済のための対応策については、生年齢のみによって画一的に処理するのではなく、個人の知識・経験・判断力等に応じた対応をしつつ、若者が成熟した成人として社会に参画できるための支援の必要性を確認。

- ・現在の大学進学率は5割に達し、専門学校等への進学者を加えると7割以上が18歳を超えても学業を継続している状況。
◆18歳から22歳を念頭に「若年成人」とし、社会全体で「若年成人」が成熟した成人になることができるよう支援が必要（なお、具体的な制度整備や消費者教育などの実施にあたっては、その実態に応じて対象とする「若年成人」の年齢、属性を検討し、各自に即して対応）

→ このような状況を踏まえて、「若年成人」の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策を検討

第2 望ましい対応策

1. 制度整備

○消費者契約法

- ・若年成人に対する配慮に努める業務：
- ・不當勧誘に対する取扱権：

(具体的には消費者契約法専門調査会で検討)

事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとすること。

事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乘じることにより締結させたに、当該若年成人にとって合理的・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討すること。
(考慮する要素として、①若年成人の知識・経験・消費生活における能力の不十分性、②事業者が①を利用したこと)
③消費者契約の目的が当該若年成人の需要及び資力との関係で合理性・必要性を欠くこと)

○特定商取引法

省令改正により若年成人に対する以下の行為を行政処分の対象として明確化

- ・連鎖販売取引において若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為（特定商取引法施行規則第31条第6号関係）
- ・訪問販売において若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為（同第7条第2号関係）

2. 処分等の執行の強化

○特定商取引法に違反した事業者に対する処分等の積極的な執行

- ・支払手段となる信用供与契約について虚偽記載を喰する行為
- ・若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる事業者
- ・若年成人に被害の多い商品等

3. 消費者教育の充実

- ・小中高等学校：消費者教育の機会充実・推進のための人材開発（研修等）、アクトレーニングの視点からの学習・指導手法の高度化や実効性確保・教材の開発、児童養護施設等での消費者教育支援に関するプログラムの検討等
- ・大学・専門学校等：人材開発（教員養成課程における消費者教育の重要性を認識させる働きかけ）、学生相談室等を通じた消費者教育・啓発強化（大学）、消費者啓発・教育の取組についての実態把握（専門学校）等
- ・法教育・金融経済教育：関係省庁・機関との連携を通じた取組の強化

4. 若年成人に向けた消費者権利対応の充実

- ・相談体制の強化・拡充（消費生活センターの周知、相談窓口の拡充等、若者支援機関（地域若者サポートステーション等）との連携）
- ・大学・専門学校等の有する情報の充実及び活用（被害事例に関する消費生活センターや大学・専門学校等間の情報交換等）

5. 事業者の自主的取組の促進

- ・未成年者及び若年成人に配慮した自主行動基準の堅持・強化
- ・若年成人への配慮に着目した「消費者志向経営」の促進
- ・若年成人に対する健全な与信のための取組

6. その他

- ・消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体の活動支援
- ・成年年齢引下げに伴う、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーンの実施